

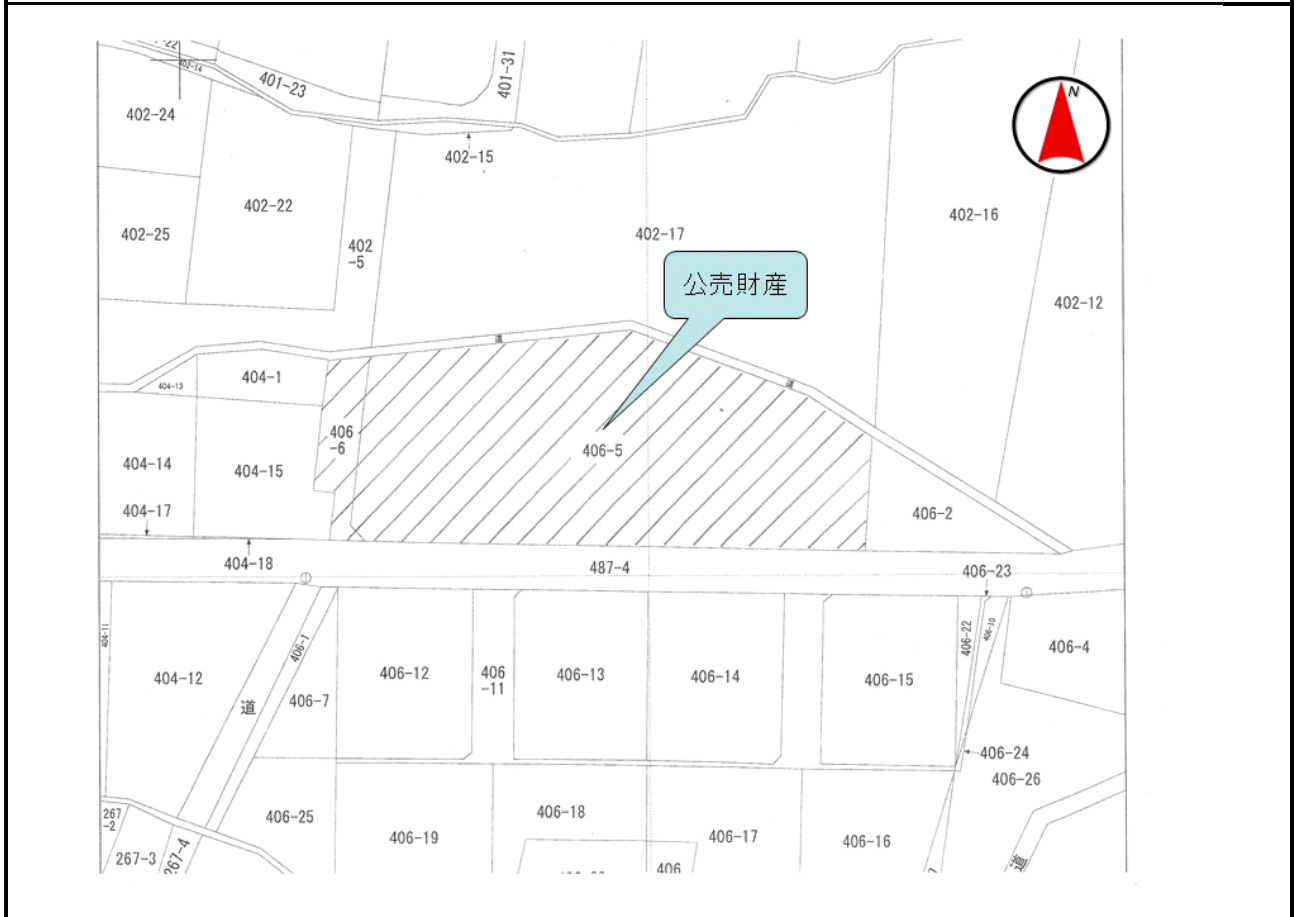
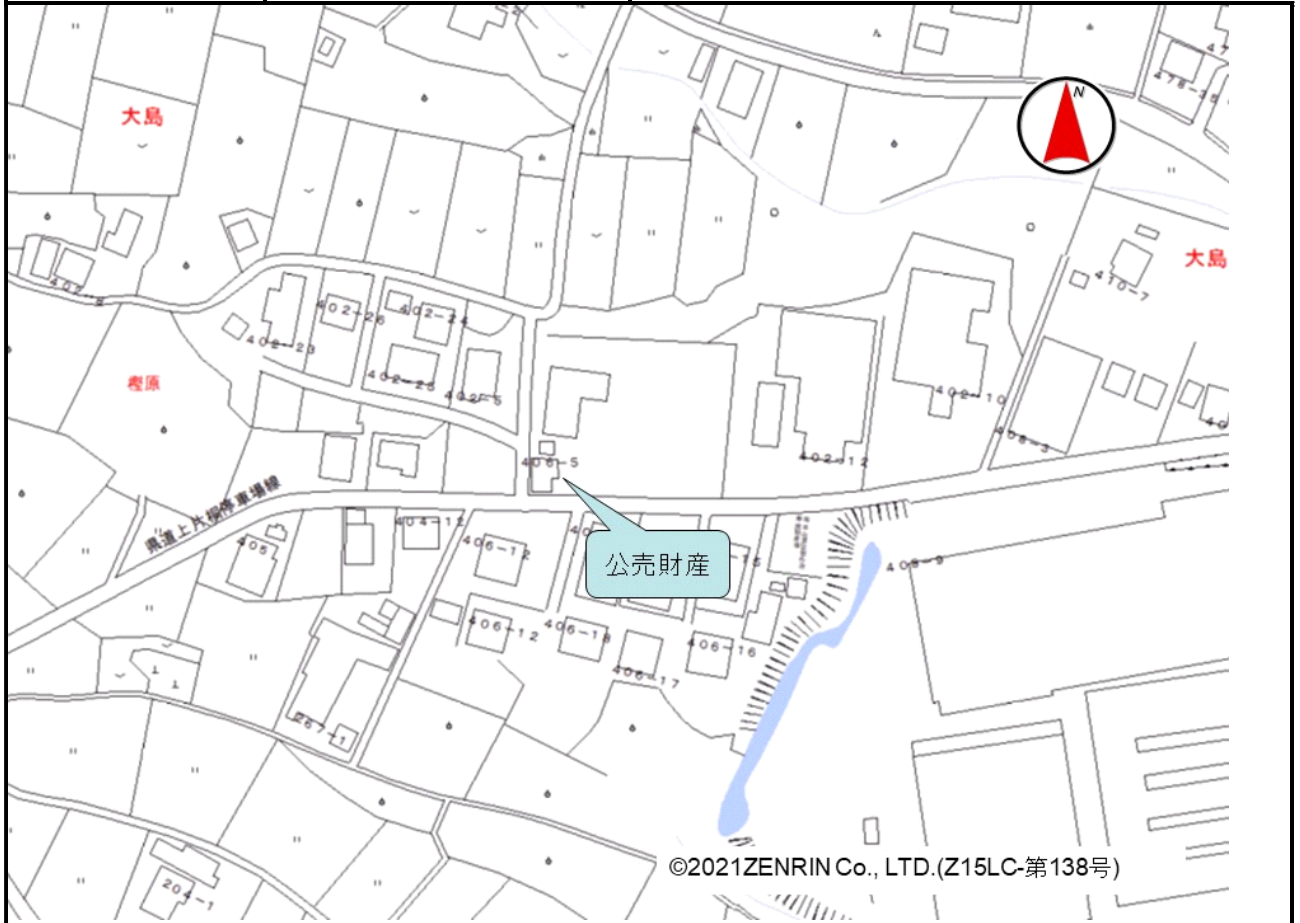
売却区分番号	901-1		
見積価額	¥4,040,000	公売保証金	¥500,000
財産の表示	<p>1 所在 長野県下伊那郡松川町大島406番地5 家屋番号 406番5 種類 事務所 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 57.03平方メートル</p> <p>2 所在 長野県下伊那郡松川町大島 地番 406番5 地目 雑種地 地積 1,415平方メートル</p> <p>3 所在 長野県下伊那郡松川町大島 地番 406番6 地目 山林 地積 98平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	区域区分が定められていない都市計画区域 用途無指定地 建蔽率 60% 容積率 100% 松川町景観計画区域内 周知の埋蔵文化財包蔵地「榎原遺跡」(公売財産3の北西側一部)		
接道状況	南側 幅員約5.3メートル舗装県道 約1.5メートル低位から約1.5メートル高位接面		
地盤・地勢	東向き緩傾斜地		
使用状況等	(公売財産1) 平成4年3月31日新築(登記による) (公売財産1及び2) 令和5年8月2日現在、次の賃貸借契約に基づき、第三者(甲)が営業事業所として使用している。 契約形態 書面 契約年月日 平成26年2月10日 契約期間 平成26年2月10日から平成28年2月9日まで(2年毎に自動更新) 賃料 月額55,000円(税込)(毎月末までに翌月分を支払い) 敷金 50,000円 (公売財産3) 令和5年8月2日現在、不特定多数の第三者が通路として使用している。 なお、使用権原は不明である。		
特記事項	・令和5年8月2日現在、公売財産2には、公売財産所有者の使用されていない給油設備及び地下タンクがある。		

売却区分番号	901-1		
見積価額	¥4,040,000	公売保証金	¥500,000
	<p>当該設備等に関する事項については、飯田広域消防本部予防課危険物係へ問い合わせること。(電話 0265-23-0119)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局備え付けの公図では、公売財産2及び3の北側に公道があるが、現況は判然としない。 ・東日本電信電話株式会社の電柱がある。 ・公売財産2には、第三者(甲)の所有するプレハブ、物置等がある。 ・公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。なお、見積価額の公売財産ごとの内訳は以下のとおり。 <p>公売財産1 214,120円 公売財産2及び3 3,825,880円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産1については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、名古屋国税局が適格請求書を交付する。 <p>見積価額に占める公売財産1の価額の割合は5.3%である。</p>		
住居表示等	長野県下伊那郡松川町大島406番地5		
最寄駅等	JR(東海) 飯田線 上片桐駅 徒歩約16分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意ください だく事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産については、あらかじめその現況(権利関係等)及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・凶面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うこととなります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限(入札後の手続が停止)となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。 		
陳述書等の提出 について	<ul style="list-style-type: none"> ・入札をしようとする者(その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。)は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 <p>暴力団員等とは、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平</p>		

売却区分番号	901-1		
見積価額	¥4,040,000	公売保証金	¥500,000
	<p>成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。</p> <p>なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。</p> <p>また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書(宅地建物取引業の免許証等)の写しを併せて提出する必要があります。</p> <p>・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。</p> <p>なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。</p>		

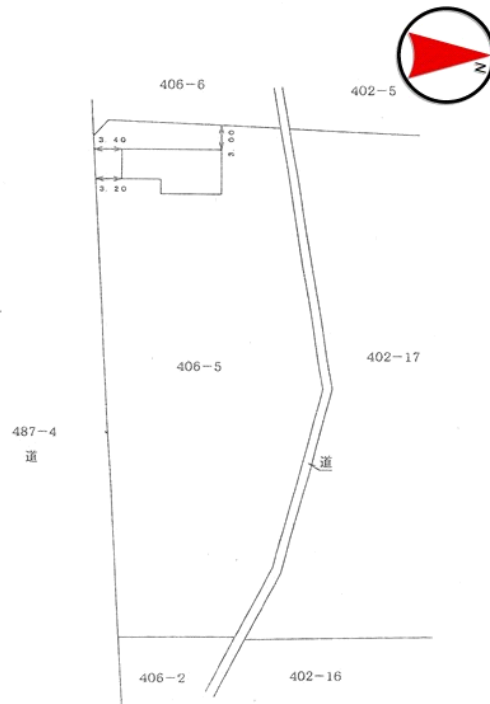
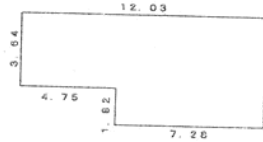
売却区分番号

901-1

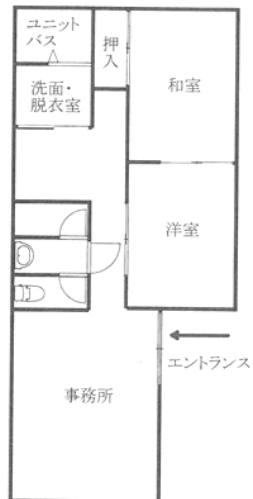


売却区分番号

901-1



間取り図



※この間取図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。

売却区分番号

901-1

